

長崎労働局発表
平成21年12月25日

担当	長崎労働局労働基準部監督課
	監督課長 村岡 英夫
	専門監督官 内山 昭宣
	電話095-801-0030

建設現場年末一斉監督を実施

違反率は7月より15%減少するも建築工事での重大違反が増加
改正足場規則は94%の現場で認識あり
車両系建設機械による死亡災害多発に注意喚起

長崎労働局（局長：黒田正彦）は、建設現場における年未年始及び年度末に向けた労働災害の防止、本年6月1日から施行された足場にかかる労働安全衛生規則改正の早期定着等を目的として、11月16日から12月15日までの30日間、県下全ての労働基準監督署において建設現場の監督を138箇所実施しました。

1 監督実施結果

今年夏季（7月）に実施した建設業一斉監督結果と比べて、各工事種別とも違反率は減少しており、全体として現場における安全管理水準の着実な前進がうかがわれました。（夏季の違反率58%から今回43%に減少）

ただし、このうち建築工事をみると使用停止命令等の重大な違反は増えました（夏季は40現場中6現場、今回は45現場中10現場）。

また、全体としての違反の内容は、元請業者の直接措置義務違反等に加え、車両系建設機械に係る違反、足場・通路を含めた墜落防止措置にかかるものが目立っており、これらは建設業特有の請負形態や高所作業により発生する違反です。

2 足場等の改正規則に関する措置状況

足場等に関する改正規則の内容（事業主に対し足場等からの墜落防止措置や安全点検の充実を図らせるもの（資料パンフレット））について、足場を設置していた67現場のうち本件改正内容にかかる違反が10現場（違反率15%）であり、夏季監督時の34%を大きく下回りました。

ただし、当該違反の10現場すべてにおいて、規則改正内容は認識されていました。

足場等の規則改正について確認した133現場中、改正内容を知っていたのは125現場（認知率94%）で、認知率は夏季の90%を上回り、全体としては改正内容の理解と定着が進んでいることが認められました。

3 災害発生状況と今後の取組み

長崎県内での建設業の死傷災害（死亡災害を含む休業4日以上労働災害）は、平成20年は対前年比22%減の194件ですが、一方、死亡災害は9件と、平成19年の3件から大幅に増加しています（資料1）。

本年は、死亡災害、死傷災害ともに昨年とほぼ同数で推移しており(資料2)、特に9月以降、車両系建設機械による死亡災害が多発しています(資料3)。今後、公共工事の増加が見込まれる年末以降、労働災害の増加が危惧されるこの時期、死傷災害の発生を未然に防止することが強く求められています。

建設現場における労働災害は、作業の性質上重篤な災害や死亡災害につながりやすいため、長崎労働局では今後とも改正内容の定着と建設現場における労働災害の撲滅に向けて監督指導等を重点的に実施することとしています。

(資料)リンクして表示

(資料パンフレット)

(資料1)

(資料2)

(資料3)

年末 建設業一斉監督実施結果

1. 監督実施事業場

監督実施総数	1 3 8 現場
うち、法違反が認められたもの (現場違反率 43%)	6 0 現場
うち、使用停止命令等交付	1 1 現場
違反は認められないが改善指導をしたもの	2 3 現場
措置無し	5 5 現場

2. 現場規模

・ 1人～9人	9 6 現場	7 0 %
・ 10人～49人	4 0 現場	2 9 %
・ 50人～	2 現場	1 %

3. 工事請負金額

・ 1億未満	9 0 現場	6 5 %
・ 1～10億未満	4 3 現場	3 1 %
・ 10億以上	5 現場	4 %

4. 工事種別

・ 土木	8 4 現場 (61%)	うち違反 2 7 現場 (違反率 32%)
・ 建築	4 5 現場 (33%)	うち違反 2 9 現場 (違反率 64%) うち使用停止命令等 1 0 現場
・ その他	9 現場 (7%)	うち違反 4 現場 (違反率 44%) うち使用停止命令等 1 現場

5. 発注者

・ 国	1 0 現場
・ 長崎県	5 8 現場
・ 市町村	3 7 現場
・ 公社・公団その他	3 現場
・ 民間	3 0 現場

6. 違反の内容

・ 元請事業者が下請事業場の管理を適正に行っていないもの	2 4 現場
・ 元請事業者が直接行うべき現場安全管理事項を行っていないもの	9 現場
・ 作業主任者の選任に係る違反	1 現場
・ 作業主任者の職務に係る違反	2 現場
・ 就業制限違反	1 現場
・ 特別教育に係る違反	1 現場

・ 自主検査に係る違反	8 現場
・ 木工機械に係る違反	2 現場
・ 車両系建設機械の使用に係る違反	1 1 現場
・ 電気機械器具にかかる違反	3 現場
・ 型わく支保工に係る違反	2 現場
・ 明かり掘削に係る違反	1 現場
・ 墜落防止措置に係る違反	1 3 現場
・ 安全な通路・昇降設備に係る違反	1 1 現場
・ 足場・作業構台（改正部分含む）	1 0 現場
・ クレーン取り扱いに係る違反	5 現場
・ その他の違反	3 現場

（違反内容毎の現場数を計上しており、合計数は違反現場総数の 6 0 現場を上回る）

7. 足場等規則改正について

・ 改正内容について確認した現場	1 3 3 現場		
うち、改正内容を知っていた現場	1 2 5 現場	認知率	9 4 %
・ 足場等設置していた現場	6 7 現場		
うち、改正部分に違反有り	1 0 現場	違反率	1 5 %
公共工事	5 現場		
公共工事のうち足場等改正内容を知っていたもの	5 現場	認知率	100 %
民間工事	5 現場		
民間工事のうち足場等改正内容を知っていたもの	5 現場	認知率	100 %

8. その他

・ 元方事業者による建設現場安全管理指針の活用について確認したもの			
1 3 2 現場	うち、活用しているとするもの	5 5 現場	
活用率		4 2 %	
・ 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入について確認したもの			
1 3 2 現場	うち、導入しているとするもの	3 4 現場	
導入率		2 6 %	